

みどり市公共施設オンライン予約システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

みどり市では、公共施設利用者の利便性向上や公共施設の利用促進を図るため、24 時間インターネットでリアルタイムに空き状況を照会及び利用予約が可能な公共施設オンライン予約システムを構築する。本件業務の委託にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式により広く事業者を募集し、その企画提案を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

2 業務内容

みどり市公共施設オンライン予約システム導入業務

（詳細は、別紙仕様書（案）のとおり）

なお、仕様書に記載はないが、企画提案に当たって本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 提案限度額

15,477,000 円 ※消費税込み

※委託業務にかかる全ての費用の合計を記載すること。ただし、追加提案にかかる費用については、提案限度額以内で実現できるものとするが、見積書には含まないこと。

※見積書の内訳は、初期構築費、運用保守費をわけて作成すること。

※見積額が提案限度額を超えた場合は失格とする。

5 業務の継続性

本業務は、特別な事情がない限り、次年度以降についても、当該年度に措置された予算の範囲内において、契約を更新する予定である。ただし、本市において予算の減額等があった場合はこの限りではなく、委託内容の詳細について、協議及び調整を行うものとする。

6 応募資格

この公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

（1）過去 3 年度（令和 3 年度～令和 5 年度）に、公共施設オンライン予約システム導入の受託実績があること。

また、上記の実績について内容を確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。なお、複数者が共同で提案を行う場合は、組織体制図及び各事業者の受託実績（受託した業務の内容（再委託含む））が確認できる物を添付すること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

（3）参加申込時にぐんま電子入札共同システムによるみどり市の物品・役務競争入札参加資格を有していること。

（4）公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成

18年みどり市告示第13号)による指名停止を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。

(5) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号または同条第2号及び同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(7) プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価の認証取得事業者であること。

※協力事業者が参加するなど、複数の事業者が共同で入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、その代表者が本調達に対する入札を行うこと。

7 スケジュール

項目	日程
1. 公告	令和6年6月10日(月)
2. 質問書受付期限	6月17日(月)
3. 質問回答期限	6月24日(月)
4. 参加申込書提出期限	6月28日(金)午後5時15分まで
5. 企画提案書・見積書提出期限	7月5日(金)午後5時15分まで
6. 第1次審査結果通知	7月16日(火)
7. 第2次審査プレゼン	7月23日(火)
8. 最終審査結果通知	7月29日(月)
9. 契約締結(予定)	8月上旬

8 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところにより全ての提出書類を作成し、申し込むこと。

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	提出期限
① 参加申込書	様式1	1部	令和6年6月28日(金) 午後5時15分まで
② 会社概要書	様式2	1部	
③ 業務実績調書 ※複数者での提案の場合は組織体制図	様式3 (※任意様式)	1部	
④ プライバシーマーク登録証またはISMSの認証書の写し	—	1部	
⑤ 企画提案書	任意様式	正本1部 副本9部 CD-R	令和6年7月5日(金) 午後5時15分まで
⑥ システム機能要件一覧表	仕様書別紙1	1部 CD-R	
⑦ 見積書	様式4	1部	

(2) 提出先及び提出方法

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係（みどり市役所笠懸庁舎 2 階）まで、開庁時間内（土曜日・日曜日・休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に持参もしくは郵送すること。

(3) 注意事項

- ア 所定の様式はみどり市ホームページからダウンロードして作成すること。
- イ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

9 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書（様式 5）に質問の要旨を簡潔に記入し、みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「みどり市公共施設オンライン予約システム導入業務質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス dx@city.midori.gunma.jp

(2) 質問期間

令和 6 年 6 月 1 0 日（月）から令和 6 年 6 月 1 7 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

(3) 回答方法

令和 6 年 6 月 2 4 日（月）までにみどり市ホームページに掲載する。

10 第 1 次審査

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、企画提案書、システム機能要件、見積書により第 1 次審査を行い、評価点の上位 3 者を第 1 次審査通過者とする。

第 1 次審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※提案者の得点については公開しない。

11 第 2 次審査

第 1 次審査通過者によるプレゼンテーション（20 分）、デモンストレーション（15 分）及び質疑応答（10 分）により第 2 次審査をみどり市役所笠懸庁舎で行う。

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※提案者の得点については公開しない。

12 優先交渉権者の選定及び決定

第 1 次審査及び第 2 次審査の総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

最終審査の結果については、結果に関わらず参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

優先交渉権者は、市と提案内容についての協議を行い、必要に応じて見積書の再提出を行い、整った場合は速やかに契約の締結を行う。協議が不調となった場合は、総合得点の順位により同様の協議を行う

13 プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を企画課デジタル推進室デジタル政策係へ事前に電話連絡のうえ、持参もしくは郵送で提出すること。なお、すで

に市に提出した書類等は返却しないものとする。

1 4 その他

- (1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ア 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
 - イ 提出書類の返還はしない。
 - ウ 市は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、みどり市情報公開条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。
 - エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が置くものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。
- (6) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

1 5 問い合わせ先

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係（市役所笠懸庁舎2階）

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話番号 0277-76-0962（直通）

F A X 0277-76-2449

E-mail dx@city.midori.gunma.jp